

11 長期療養収入補償制度

【保険期間】2023年1月1日(日)~2023年12月31日(日)



意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sponpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、
保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、
長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も
保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ 保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付 → 休職前給与の一定割合

本制度からの給付 → 免責期間 180日

月額最高 10万円を給付いたします。

休職中の不安を
長期間サポート

* 55~64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

◎月額保険料

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男性		女性	
			保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 20万円 (20コース)	保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 20万円 (20コース)
16~24歳 (1998.1.2~2007.1.1)	180日	60歳	965円	-	644円	-
25~29歳 (1993.1.2~1998.1.1)			996円	-	828円	-
30~34歳 (1988.1.2~1993.1.1)			1,075円	-	1,096円	-
35~39歳 (1983.1.2~1988.1.1)			1,286円	2,572円	1,565円	3,129円
40~44歳 (1978.1.2~1983.1.1)			1,854円	3,707円	2,420円	4,840円
45~49歳 (1973.1.2~1978.1.1)			2,516円	5,033円	3,236円	6,471円
50~54歳 (1968.1.2~1973.1.1)			3,050円	6,101円	3,615円	7,229円
55~59歳 (1963.1.2~1968.1.1)			2,857円	5,714円	3,007円	6,014円
60~64歳 (1958.1.2~1963.1.1)			4,854円	9,708円	4,555円	9,109円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

※保険金月額20万円(20コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.51

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のようないくつかの支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.51

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- 脱退後に開始した就業障害

など

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F04~F09、F20~F51、F53、F59~F63、F68~F69、F84~F89、F91~F92、F95

例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45